

告示

埼玉県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部梅田店

埼玉県春日部市梅田二丁目二十一ー一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場台数及び建物図面等、開発関係図面と整合させてください。

(2) 周辺の生活環境の保持について、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に基づく特定開発事業にて周知した近隣対策を、実行するようにしてください。

また、埼玉県生活環境保全条例による騒音・振動の規制基準値を遵守し、近隣の静穏保持に努めてください。

(3) 埼玉県生活環境保全条例に基づき、駐車場の利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知をしてください。（看板の設置二十台あたり一枚程度 等）

二 縦覧期間

令和四年四月十九日から令和四年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター